

第一百一回国会 議院運営委員会 議 録 第二十六号

昭和五十九年五月十七日(木曜日)

午後零時一分開議

出席委員

委員長 小沢 一郎君

理事 山崎 拓君 理事 小里 貞利君

理事 保利 耕輔君 理事 工藤 巖君

理事 吹田 悦君 理事 広瀬 秀吉君

理事 渡辺 三郎君 理事 権藤 恒夫君

理事 西田 八郎君 理事 加藤 卓二君

理事 甘利 明君 理事 古賀 誠君

理事 北川 正恭君 理事 松田 九郎君

理事 田中 直紀君 理事 上田 卓三君

理事 伊藤 忠治君 理事 東中 光雄君

理事 日野 市朗君

委員外の出席者

議長 長 福永 健司君

副議長 長 勝間田清一君

事務総長 弥富啓之助君

国立国会図書館 荒尾 正浩君

五月十五日

ロッキード疑獄事件の糾明に関する諸願(藤田
スミ君紹介)(第五五七八号)

田中角榮議員の辞職勧告と航空機疑獄の全容解
明に関する諸願(岡崎万寿秀君紹介)(第五五七
九号)

同(経塚幸夫君紹介)(第五五八〇号)

同(瀬崎博義君紹介)(第五五八一号)

同(野間友一君紹介)(第五五八二号)

同(不破哲三君紹介)(第五五八三号)

同(正森成二君紹介)(第五五八四号)

同(三浦久君紹介)(第五五八五号)

同(山原健二郎君紹介)(第五五八六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

庶務小委員長の報告

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案起
草の件

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律
の一部を改正する法律案起草の件

国会議員法の一部を改正する法律案起草の件

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規
程案起草の件

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一
部改正の件

国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正
の件

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程
の一部改正の件

国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件

衆議院議員等苦情処理規程の一部改正の件

図書館運営小委員長の報告

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置
かれる支部図書館及びその職員に関する法律の
一部を改正する法律案起草の件

国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正の
件

本日の本会議の議事等に関する件

○小沢委員長 これより会議を開きます。

この際、庶務小委員長から報告のため発言を求
められております。これを許します。山崎拓君。

○山崎拓委員 本日の庶務小委員会において協
議決定いたしました案件について、順次御報告い
たします。

第一は、国会議員互助年金法の一部改正の件で
ありますが、これは、昭和四十九年三月三十一日
以前に退職した国会議員等に給する互助年金につ
いて、基礎歳費月額六十万円を本年六月から、六
十二万円に引き上げた年額に改定するとともに、
納付金率を歳費月額額の百分の九・三から百分の九
・五相当額に引き上げること、及び普通退職年金
の支給開始年齢を五十五歳から六十歳とし、あわ
せて高額所得者に給する普通退職年金について、
その停止年額の限度額を年金年額の二割から三割
五分に改定する等所要の改正を行おうとするもの
であります。

第二は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関
する法律の一部改正の件であります。これは、
議員の応召帰郷旅費を廃止すること、議員の歳
費月額を当分の間八十八万円のままで置く措置
が講じられておられますものを本年四月から解除す
ることとするともに、政務次官、内閣官房副長
官及び総理府総務副長官のうち国会議員から任命
されたものの俸給月額についても、同様の解除措
置を講じようとするものであります。

第三は、国会議員法の一部改正の件であります
が、これは、昭和六十年三月三十一日から政府職
員等について定年制が施行されることに準じまし
て、国会議員についても同様の措置を講じようと
するものであります。

すなわち、国会議員の定年は六十歳とし、定年
に達した日以後の最初の三月三十一日または各本
属長の定める日のいずれか早い日に退職すること
とするものであります。なお、政府職員と同様に
六十五歳を限度とする特例定年を設けるほか、退
職の特例としての勤務延長及び退職した者の再任
用ができることとしております。

また、以上の改正に伴う経過措置として、現に
在職する国会議員につきましては、退職管理の実
情を考慮して施行後十年間は、両議院の議長が協
議して定める暫定年齢によることとしていたしてお
ります。

なお、この改正は、昭和六十年三月三十一日か
ら施行するものとしております。

第四は、衆議院事務局職員定員規程の一部改正
の件であります。これは、昭和五十九年度の衆
議院予算定員が一名減となりましたことに伴いま
して、本年四月から事務局職員の定員千七百十九
人を千七百十八人とするものであります。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規
程の一部を改正する規程案外四件について御説明
申し上げます。

第一は、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給
規程の一部改正の件であります。これは、議員
の応召帰郷旅費を廃止することに伴う所要の規定
の整備でございます。

第二は、国会議員の秘書の退職手当支給規程の
一部改正の件であります。これは、秘書の退職
手当の勤続期間の計算について、国会議員の退職
または死亡により退職した秘書が、退職手当の支
給を受けた後に、六十歳未満で再び秘書となり、
引き続き秘書として在職した後、議員の退職もし
くは死亡または秘書の傷病もしくは死亡により退
職した場合、前後の秘書としての在職期間を合算
して二十年以上の期間を有する者には引き続いた
勤続期間とみなして長期勤続による退職手当の支
給割合が適用されるようにしようとするものであ
ります。

第三は、議院に出頭する証人等の旅費及び日当
支給規程の一部改正の件であります。これは、
本年四月から、証人等の出頭した日の日当につき
まして、陳述に要した時間が四時間未満の場合は
二百円引き上げて一万二千七百円に、四時間以上
の場合は三百円引き上げて一万五千四百円に改定

しようとするものであります。

第四は、国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件であります。これは、賄賂費の支給を廃止すること並びに用慰金の支給を一年分から九月分に減額すること等であり、

第五は、衆議院議員等苦情処理規程の一部改正の件であります。これは、このたびの国会議員法の一部改正に伴う引用条文の整理であります。以上、御報告申し上げます。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員法の一部を改正する法律案
衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案
国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部を改正する規程案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案
国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案

衆議院職員等苦情処理規程の一部を改正する規程案
〔本号末尾に掲載〕

○小沢委員長 それでは、ただいま庶務小委員長から報告のありました小委員会の各案につきまして、順次採決いたします。

まず、国会議員互助年金法の一部改正の件、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件、国会議員法の一部改正の件、国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案、衆議院職員等苦情処理規程の一部を改正する規程案

〔賛成者挙手〕
○小沢委員長 挙手多数。よって、さよう決定いたしました。

この際、広瀬秀吉君から発言を求められておりますので、これを許します。広瀬秀吉君。

○広瀬委員 ただいま決定されました国会議員法の一部を改正する法律案につきまして、事務局に対し、二点確認をしておきたいと思っております。まず第一点は、本法の改正によりまして、定年制につき、昭和六十年三月三十一日から政府職員などと同様の措置を講ずることになるわけであり、

国会議員も国家公務員として六十歳定年制をとることについては、この際やむを得ないとは思いますが、従来国会議員の退職年齢については、政府職員と異なり、独自の方法がとられてきたことを考慮すれば、当局としても十分この点を配慮し、法の範囲内において、将来、勤務延長制度の活用など、弾力的に運用していくべきではないかと考えますが、いかがでありますか。

次に、第二点として、先般の国家公務員に対する定年制導入の法改正に際しては、衆参の内閣委員会において附帯決議を付したのでありますが、その趣旨については、国会議員に対する定年制導入に当たっても当然に尊重されるべきものと思いますが、事務総長のこれに対する所見を承りたいと存じます。

○弥富事務総長 国会議員の現行の退職管理は勸奨制度によるものでございますが、その年齢は政府職員に比して高いという特殊事情にあることは、ただいま御指摘のとおりでございます。

このため、改正案は、特に現在の退職年齢の実情を勘案いたしまして、先ほど御説明のありましたように、施行後十年間については特に暫定年齢を設定することにより、議員の退職年齢の激変緩和をしようとしたところであります。

なお、ただいま広瀬先生から御指摘のありましたように、定年退職制度の運用に当たりましては、勤務延長の十分な活用によって議員の人事管理が適正となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、第一点でございますが、国会議員の定年制の実施に当たりましては、先般の国家公務員法改正に際しての衆参内閣委員会の附帯決議の趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じております。

よろしくお願いいたします。

○小沢委員長 次に、衆議院事務局職員定員規程の一部改正の件につきまして、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の規程案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正の件、国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正の件、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件、国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件及び衆議院議員等苦情処理規程の一部改正の件につきましまして、いずれもお手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○小沢委員長 この際、図書館運営小委員長から報告のため発言を求められております。これを許します。保利耕輔君。

○保利委員 本日の図書館運営小委員会において協議決定いたしました国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正の件について御報告申し上げます。

林野庁に国立国会図書館の支部図書館を設置することににつきましては、このたび予算措置その他必要な準備が整いましたので、これを設置するた

め、お手元に配付の印刷物のとおり、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正についてであります。このたびの国会議員法の一部改正に伴う引用条文の整理をするものであり、これを承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案
国立国会図書館職員苦情処理規程の一部を改正する規程案
〔本号末尾に掲載〕

○小沢委員長 それでは、ただいま図書館運営小委員長から報告のありました国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正の件につきましまして、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の改正案を承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○小沢委員長 次に、ただいま本委員会提出とす

るに決定いたしました四法律案及び衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○小沢委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○弥富事務総長 まず、日程第一につきまして、有馬社会労働委員長長の報告がございます。これは修正で、社会党、共産党、社民連が反対であります。

次に、日程第二につきまして、片岡内閣委員長長の報告がございます。共産党が反対でございます。

次に、日程第三、第四を一括をいたしまして、阿部農林水産委員長長の報告がありまして、共産党が反対でございます。

次に、ただいま御決定いただきましたように、動議によりまして、議員の互助年金、歳費、国会職員法、図書館の改正四案と職員定員規程の改正、計五案を一括して緊急上程をいたします。山崎理事の趣旨弁明がございまして、これは採決は二回に相なります。まず互助年金、歳費、国会職員法の三案を一括してお諮りをいたします。共産党が反対でございます。次いで国会図書館と職員定員規程の両案を一括をいたしまして採決をいたします。全会一致でございます。本日は、以上でございます。

議事日程 第二十三号

昭和五十九年五月十七日

午後一時開議

第一 雇用保険法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 郵政省設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第三 農業振興地域の整備に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出)

第四 土地改良法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○小沢委員長 それでは、本日の本会議は、午後零時五十分予鈴、午後一時から開会いたします。

○小沢委員長 次に、今回の本会議の件についてありますが、今回の本会議は、明十八日金曜日午後一時から開会することといたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時十四分散会

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項及び第三項ただし書並びに第十五條第一項及び第二項中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第十五條の二第二項中「二百四十万円」を「二百四十八万円」に、「六百六十万円」を「七百万円」に、「九百万円」を「九百四十八万円」に、「普通退職年金の年額の二割」を「普通退職年金の年額の三割五分」に改める。

第二十三條第一項中「百分の九・三」を「百分の九・五」に改める。

附則第十九項及び第二十項を次のように改める。

(昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額の特例)

19 昭和四十九年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した国会議員又はこれらの者の遺族に給する互助年金については、昭和五十九年六月分以降、その年額を、七百四十四万円を退職又は死亡当時の歳費年額とみなし、改正後の国会議員互助年金法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(職権改定)
20 前項の規定による互助年金の年額の改定は、総理府恩給局長が受給者の請求を待たずに行う。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十三條の改正規定並びに附則第十九項及び第二十項の改正規定並びに附則第四項の規定は昭和五十九年六月一日から、第十五條の二第一項の改正規定及び附則第三項の規定は同年七月一日から施行する。

(互助年金の停止に関する経過措置)
2 この法律の施行前に国会議員であつた者(この法律の施行の際現に国会議員である者を含む)に係る普通退職年金の年額による支給の停止に關しては、改正後の国会議員互助年金法(以下「新法」という)第五條及び第十五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新法第十五條の二の規定は、昭和五十九年六月三十日以前に受けるべき事由が生じた普通退職年金についても、適用する。

4 新法附則第十九項の規定の適用を受ける者に係る昭和五十九年六月分の普通退職年金に關する国会議員互助年金法第十五條の二の規定の適用については、同項の規定による改定を行わなかつた場合に受けることとなる普通退職年金の年額に相当する額をもつて普通退職年金の年額とする。

理由

普通退職年金の支給開始年齢を引き上げ、互助年金に係る納付金の額を改定し、あわせて昭和四十九年三月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八條中「議員で召集に応じた場合、又は」を「議員は、」に、「往復旅費」を「旅費」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(以下「改正後の歳費法」という)の規定(第八條の規定を除く)及び改正後の特別職の職員に給する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号、以下「改正後の特別職給与法」という)の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

(特別職の職員に給する法律の一部改正)
2 特別職の職員に給する法律の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

(歳費等の内払)
3 改正後の歳費法又は改正後の特別職給与法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて支払われた歳費又は改正前の特別職の職員に給する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の歳費法の規定による歳費又は改正後の特別職給与法の規定による給与の内払とみなす。

(総理府設置法の一部を改正する等の法律の一部改正)

4 総理府設置法の一部を改正する等の法律(昭和五十八年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十五条中特別職の職員の給与に関する法律附則第四項の改正規定を削る。

理由

議員の応召帰郷旅費を廃止することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員法の一部を改正する法律案

国会議員法の一部を改正する法律

国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二を第十五条の五とし、第十五条の次に次の三条を加える。

第十五条の二 国会議員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は各本属長があらかじめ指定する日のいずれか早い日(以下「定年退職日」という。)に退職する。

前項の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる国会議員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

一 診療所等で両議院の議長が協議して定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十五年

二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する国会議員で両議院の議長が協議して定めるもの 年齢六十三年

三 前二号に掲げる国会議員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる職を占める

る国会議員で両議院の議長が協議して定めるもの 六十年を超え、六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢第十五条の三 各本属長は、定年に達した国会議員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その国会議員の職務の特殊性又はその国会議員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その国会議員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その国会議員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

各本属長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その国会議員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えない。

第十五条の四 各本属長は、第十五条の二第一項の規定により退職した者又は前条の規定により勤務した後退職した者について、その者の能力及び経験を考慮し、公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、各本属長の定めるところにより、一年を超えない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する職に採用することができる。

前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、各本属長の定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

前二項の規定による任期については、その末日は、その者に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十年三月三十一日から施行する。ただし、附則第九項の規定は、公布の日から施行する。

日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までにこの法律による改正後の国会議員法(以下「新法」という。)第十五条の二第一項に規定する定年(次項の規定の適用を受ける国会議員にあつては、同項の両議院の議長が協議して定める年齢)に達している国会議員(新法第十六条に規定する国会議員を除く。以下同じ)は、施行日に退職する。

3 この法律の施行の際現在に在職する国会議員についての新法第十五条の二第二項の規定の適用については、昭和七十年三月三十一日までの間は、同項中「年齢六十年」とあり、「六十年」とあるのは、「両議院の議長が協議して定める年齢」とする。

4 前項の両議院の議長が協議して定める年齢(以下「暫定年齢」という。)は、六十五年を超えないことができる。

5 暫定年齢は、施行日前における国会議員の退職年齢を考慮し、昭和七十年三月三十一日には六十年になるよう逐次減して定めるものとする。

6 両議院の議長は、暫定年齢の決定を各本属長に委任することができる。

7 新法第十五条の三の規定は、附則第二項の規定により国会議員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、新法第十五条の三第一項中「同項」とあるのは、「国会議員法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第号)以下「昭和五十九年法律第号」という。附則第二項」と、同条中「その国会議員に係る定年退職日」とあるのは「昭和五十九年法律第号の施行の日」と読み替えるものとする。

8 新法第十五条の四の規定は、附則第二項の規定により国会議員が退職した場合又は前項において準用する新法第十五条の三の規定により国会議員が勤務した後退職した場合について準用する。この場合において、新法第十五条の四第

三項中「その者に係る定年退職日」とあるのは、「その者が昭和五十九年法律第号附則第三項の両議院の議長が協議して定める年齢(退職した時に第十五条の二第二項各号に掲げる国会議員であつた者にあつては、当該各号に定める年齢)に達した日」と読み替えるものとする。(国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

9 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。第一条のうち、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)附則第十三条の十の次に十一を加える改正規定中同法附則第十三条の二十の見出し中「隊員」を「隊員等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)の適用を受ける国会議員については、附則第十三条の十二第一項中「国家公務員法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十七号)以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。」とあるのは「国会議員法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第号)以下「昭和五十九年法律第号」という。」と、同条中「国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日(昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号)とあるのは「国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十五条の二第一項に規定する定年退職日(昭和五十九年法律第号の施行の日)と読み替えるものとする。」と、同条中「国家公務員法第八十一条の二第二項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条」とあるのは「国会議員法第十五条の二第一項又は昭和五十九年法律第号附則第二項」と、同条中「国家公務員法第八十一条の三(昭和五十六年法律

第七十七号)の三」とあるのは「国会議員法第十五条の二第一項又は昭和五十九年法律第号附則第二項」と、同条中「国家公務員法第八十一条の三(昭和五十六年法律

二項の規定の適用を受けた秘書又は秘書参事等がその後再び秘書となり、秘書又は秘書参事等として在職した後傷病により退職した場合に、これらの規定は適用しない。

第九条中「又は前条」を、「第八條又は前条第三項若しくは第四項」に改める。

第十二条中「第七條第一項及び第二項前段」の下に、「第八條の二第一項及び第二項」を加える。

附則第三項中「六箇月」を「六月」に改め、「在職期間を除く。」の下に「以下「施行日前の秘書等としての在職期間」という。」を加える。

附則に次の二項を加える。

7 秘書が退職した場合におけるその者の当該退職に係る在職期間の計算については、附則第三項の規定の適用があるときは、第八條の二第一項及び第二項の規定は、適用しない。

8 第八條の二第二項又は第二項の規定の適用がある場合における秘書としての在職期間には、附則第二項の規定により施行日以後の秘書としての在職期間とみなされるもののほか、施行日前の秘書等としての在職期間を含むものとす。

附則

1 この規程は、昭和五十九年五月 日から施行する。

2 改正後の国会議員の秘書の退職手当支給規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、昭和五十九年四月一日（以下「適用日」という。）以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。

3 昭和四十七年十二月一日に秘書又は秘書参事等として在職していた者（同日前に秘書を退職し、同日後に再び秘書となった者で国会議員の秘書の退職手当支給規程第六條又は第七條の規定によりその退職の日以前の秘書としての引き続き在職期間がその再び秘書となった日以後の秘書としての在職期間に引き続いたものとみなされることとなるものを含む。）について改正後

の規程第八條の二第三項の規定を適用する場合における同項第一号に規定する退職手当の額の計算については、国会議員の秘書の退職手当支給規程附則第五項の規定の例による。

4 適用日からこの規程の施行の日までの間に退職した者であつて附則第二項の規定により改正後の規程第八條の二の規定の適用を受けることとなるものに対し改正前の国会議員の秘書の退職手当支給規程の規定により支給された退職手当は、改正後の規程の規定による退職手当の内払とみなす。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程（昭和二十二年九月一日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

別表第二中「二、五〇〇円」を「二、七〇〇円」に、「一五、一〇〇円」を「一五、四〇〇円」に改める。

附則

この規程は、昭和五十九年五月 日から施行し、改正後の議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の規定は、同年四月一日から適用する。

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

国会議員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

し、第十五号を第十四号とする。

第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

第十二條中「及び衛視宿料」を削る。

第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

第十八條第一項中「一年分」を「九月分」に、「但し」を「ただし」に改める。

附則

この規程は、昭和五十九年 月 日から施行する。

衆議院職員等苦情処理規程の一部を改正する規程案

衆議院職員等苦情処理規程の一部を改正する規程

衆議院職員等苦情処理規程（昭和二十七年七月三十日議長決定）の一部を次のように改正する。

第一條中「第十五條の二の規定に基づく」を「第十五條の五の規定に基づく」に改める。

附則

この規程は、昭和六十年三月三十一日から施行する。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

国立国会図書館支部林野庁図書館 林野庁

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

林野庁に国立国会図書館支部図書館を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立国会図書館職員苦情処理規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館職員苦情処理規程の一部を改正する規程

国立国会図書館職員苦情処理規程（昭和二十七年七月三十日議長決定）の一部を次のように改正する。

第一條中「第十五條の二の規定に基づく」を「第十五條の五の規定に基づく」に改める。

附則

この規程は、昭和六十年三月三十一日から施行する。

理由

国会職員法の一部改正に伴い、引用条文を整理する必要がある。これが、この規程案を提出する理由である。

昭和五十九年五月二十一日印刷

昭和五十九年五月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局